

阿賀野市条例第22号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(阿賀野市監査委員条例の一部改正)

第1条 阿賀野市監査委員条例(平成16年阿賀野市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に、「若しくは第235条の2第2項」を「、第235条の2第2項」に改める。

(阿賀野市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 阿賀野市水道事業の設置等に関する条例(平成16年阿賀野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(阿賀野市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 阿賀野市病院事業の設置等に関する条例(平成22年阿賀野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(阿賀野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 阿賀野市下水道事業の設置等に関する条例(平成30年阿賀野市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。